

第544回 海務協議会

(1) 日時：平成29年5月10日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「アジア開発銀行年次総会等の開催に伴うテロ対策」への協力依頼に対するお礼について
監視部：吾住 監視部次長
2. 「携帯輸出によるキャッシュ・クーリエへの対応」について
監視部：木村 統括監視官
3. 「北朝鮮の港に寄港した全ての船舶の入港の禁止に伴う税関の対応」について
監視部：石田 上席監視官
4. 「北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置への具体的対応」について
監視部：石田 上席監視官
5. 「関税定率法等の一部を改正する法律案」について
監視部：石田 上席監視官
6. 「NACCS の海上・航空共用化推進の取組み」について
監視部：石田 上席監視官
7. 「指定地外・船陸交通許可」「船用品積込承認書」の携帯について
監視部：石田 上席監視官

(4) その他・質疑応答

「住民基本台帳ネットワーク」の利用の態勢について
4月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

開催予定日 平成29年 7月12日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

平成 29 年 4 月
財務省・税関

船舶に係る入出港手続のお知らせ

「関税定率法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 13 号）等の公布・施行により、関税法が改正され、以下の手続が義務化されます。

- (1) 特殊船舶（※）に係る出港手続の整備（平成 29 年 6 月 1 日施行）
特殊船舶が本邦の港（開港又は不開港）を出港しようとする場合、税関に対し出港届を提出する必要があります。
また、税関から出港時の旅客又は乗組員に関する事項の提出を求められた場合、提出する必要があります。

※特殊船舶とは・・・

コンテナ船や自動車専用船のような貨物を積載する船舶ではなく、クルーズ船（貨客船を除きます）やヨットなどといった船舶をいいます。

- (2) 特殊船舶に係る資格変更手続の整備（平成 29 年 6 月 1 日施行）
沿海通航船（いわゆる内航船）を特殊船舶として使用しようとする場合又は特殊船舶を沿海通航船として使用しようとする場合の税関への事前申請が必要になります。
- (3) 船舶に係る旅客、乗組員に関する事項の入港前報告の NACCS 原則化（平成 30 年度施行予定）
船舶に係る旅客及び乗組員名簿の税関への入港前の報告について、NACCS による手続を原則とします。
なお、報告期限に変更はありません。

具体的な手続等については、税関ホームページに作成することとしておりますので、別途ご案内させていただきます。

ご不明な点がございましたら、お近くの税関官署にお問い合わせください。

特殊船舶に係る入出港手続関係参照条文（関税法のみ）

関税法（昭和29年法律第61号）（抜粋）※平成29年6月1日施行後

（特殊船舶等の入港手続）

第十五条の三 開港又は税関空港に入港しようとする特殊船舶等（本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

- 2 特殊船舶等が前項の報告をしないで開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。
- 3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

（特殊船舶等の出港手続）

第十七条の二 特殊船舶等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

（特殊船舶等の不開港への出入）

第二十条の二 不開港に入港しようとする特殊船舶等の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする不開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

- 2 特殊船舶等が前項の報告をしないで不開港に入港したときは、船長又は機

長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

- 3 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。
- 4 特殊船舶等が不開港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

（船舶又は航空機の資格の変更）

第二十五条 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、同様とする。

- 2 沿海通航船等を特殊船舶等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。特殊船舶等を沿海通航船等として使用しようとするときも、同様とする。

NACCS の海上・航空共用化推進の取組みについて
(ご協力をお願い)

1. 経緯

平成 29 年 10 月に稼働を予定している次期（第 6 次）NACCS では、システム導入のメリットを高め、更なる電子化を推進するため、「海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする」こととしています。

(参考) NACCS は、上流から下流までの一連の業務を連携して処理することが大きなメリットです。現行海上システムにおいては航空貨物を処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、このメリットが十分に活かせない状況となっています。また、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができます。

これらの問題を解決するため、情報処理運営協議会の専門部会等において検討を重ね、次期（第 6 次）NACCS では、海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とすることとして詳細仕様を決定しました。

また、関税局・税関では、システム更改までの間に、輸出入通関業務及び保税業務を処理する全ての税関官署において航空システムを導入する予定です。併せて、平成 29 年 10 月の輸出入申告官署の自由化の実施に伴い、これまで航空貨物のみを取り扱っていた税関官署に対して海上貨物に係る申告が行われる場合に対応するため、輸出入通関業務及び保税業務を処理する全ての税関官署において海上システムを導入する予定です。

2. NACCS ご利用者様にご対応していただきたいこと

次期（第 6 次）NACCS においても引続き航空貨物を取扱う場合には、利用契約のシステム区分を「海上」から「共用」に変更するなどの対応が必要となります。

海上の業務と航空の業務では業務フローや入力項目が大きく異なりますので、平成 29 年の夏に実施予定の第 6 次 NACCS 総合運転試験期間中において航空業務を習得いただくことをおすすめいたします。

「共用」で新たに回線を敷設する場合や回線を変更する場合には、工事等の日数を要します。詳細につきましては、下記 3. の NACCS 掲示板情報等をご確認ください。

3. 説明会等の開催について

NACCS センターでは、次期（第 6 次）NACCS へのスムーズな移行のため、関税局・税関と協力しつつ、今後、各地で説明会を開催する等、海上・航空共用化推進に向けた取組みを実施いたします。説明会の開催や説明資料等につきましては、NACCS 掲示板等で随時ご案内いたします。

NACCS 掲示板〔第 6 次 NACCS 情報〕 <http://www.naccscenter.com/dai6ji/>

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



【お問い合わせ先】〔利用契約等 NACCS のご利用に関すること等〕

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 ソリューション事業推進部

お客様サポート課

044-520-6280

東海事務所

052-654-6511

関西事務所

06-6446-3812

九州事務所

092-441-7825

平成 29 年 2 月

海上システムによる航空貨物の取扱い廃止等に伴う
税関官署のシステム設定について

次期（第 6 次）NACCS 更改時から予定されている海上システムによる航空貨物の取扱い廃止及び申告官署の自由化への対応にあたり、システム更改後における円滑な業務実施を目的として、平成 29 年 4 月 1 日（土）より、原則として、全ての税関官署に海上・航空双方のシステムを導入することとしております。

詳しくは、最寄りの税関窓口へご相談ください。

「指定地外・船陸交通許可」「船用品積込承認書」の携帯について

最近あった事例として「交通申請」「船用品申請」を同僚に依頼し、税関の許可・承認を得たことの確認を得ないまま外国貿易船に乗船したり、船用品の積込を行ってしまった事例が散見されています。税関の許可・承認を得た後でなければ外国貿易船に乗船したり、船用品の積込を行う事は認められません。また、税関職員の請求があった場合はこれを呈示しなければならない事となっております。

NACCSで申請する場合は特にご注意頂くと共に、許可・承認書は必ず携帯するようお願いいたします。

※以下参考

○関税法施行令

(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)

第二十二條の二

6 第四項の書類の交付を受けた者は、法第二十四條第二項の規定の適用を受ける交通をする場合においては、常時当該書類を携帯し、税関職員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

○関税法基本通達

(「この法律の規定により承認又は許可を受けた貨物」の範囲)

24-3 法第 24 条第 2 項にいう「この法律の規定により承認又は許可を受けた貨物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による船(機)用品の積込みの承認を受けた貨物
- (2) 法第 63 条第 1 項《保税運送》、第 64 条第 1 項《難破貨物等の運送》又は第 66 条第 1 項《内国貨物の運送》の規定による運送の承認を受けた貨物
- (3) 法第 67 条《輸出又は輸入の許可》の規定による輸出若しくは輸入の許可を受けた貨物又は第 75 条《外国貨物の積みもどし》の規定による積戻しの許可を受けた貨物

住基ネット利用のススメ

～一括船陸交通許可申請手続き～

関税法第24条第2項の船陸交通の許可の一括申請に当たっては、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」(C-2215)により、住民票コード又は氏名、住所、生年月日、性別を記載して申請いただくことで、**住民票の写しの添付することなく**申請することができます。

また、当該申請については、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の汎用申請業務(NACCS業務コード:HYS)により行うことができます。

